

物流業界の「2024年問題」に対応！

運送事業者に対して支援金を交付します

物流業は、地域経済と暮らしを支えるライフラインの役割を担っていますが、トラックドライバーの年間時間外労働の上限規制に伴う、いわゆる「2024年問題」や急激な物価高騰などにより経営に影響が生じています。

物流の停滞は、区民生活にも影響を及ぼすことから、運送事業者の経営効率化や人材確保、ドライバーの待遇改善などの安定的な事業継続に資する活動を支えるために、支援金を交付します。

交付対象

- 本社が大田区内に所在する中小企業者
- 東京運輸支局に登録・届け出がある法人及び個人事業主
(一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業のいずれかを営む事業者)

対象経費

「2024年問題」に対応し、継続的な事業運営を行うために必要な経費。

- 従業員の採用活動に係る経費 (HPやSNSなどでの周知、広告媒体への掲載など)
- 従業員の待遇改善に係る経費 (従業員の賃上げや職場環境の改善、福利厚生の実施など)
- 業務改善に係る経費 (業務効率を高めるためのDX化など)

交付金額

1会計年度の売上高(税抜)	交付金額
1,000万円未満	5万円
1,000万円以上～1億5,000万円未満	20万円
1億5,000万円以上	40万円

申請手続き

【申請期間】 令和6年1月22日(月)～2月29日(木) *当日消印有効

【申請先】 一般社団法人東京都トラック協会大田支部 (以下:トラック協会)

〒143-0006 東京都大田区平和島5丁目11番1号 城南協組総合会館5階
一般社団法人東京都トラック協会大田支部内 運送事業者支援金担当 宛
電話: 080(7099)9088 または 080(7099)9010

【申請方法】 トラック協会のホームページから申請書をダウンロードして、必要な添付資料と合わせて、郵送にて申請 (持参での申請は不可)
*郵送物の追跡が可能な、簡易書留、レターパックなどをご送付ください。

申請書類

(1) 交付申請書兼請求書

・トラック協会のホームページから申請書をダウンロードして、必要事項を記入してください。

(2) 振込口座がわかる通帳等の写しなど

- ・金融機関名、支店番号、支店名、口座番号、口座名義人が確認できるもの
- ・申請者と口座名義人が一致している口座のみ対象

(3) 運輸業に係る許可・届出書の写し

・関東運輸局東京運輸支局により許可を得た書類、または届出書

(4) 会社や事業を証明する書類の写し

【法人】<必須> 履歴事項全部証明書 *発行から3か月以内のもの

【個人】<必須> 個人事業の開業・廃業等届出書 *税務署の受付印があるもの

(5) 確定申告関係書類の写し

【法人】<必須> 確定申告書(別表一)の控え

<必須> 法人事業概況説明書の控え (1ページ目・2ページ目)

*上記で交付対象事業のみの年間売上高が証明できない場合は、対象事業の売上高がわかる書類

【個人】<必須> 確定申告書(第一表・第二表)の控え

<必須> 青色申告の場合> 所得税青色申告決算書の控え(1ページ目・2ページ目)

白色申告の場合> 白色申告収支内訳書の控え(1ページ目・2ページ目)

*上記で交付対象事業のみの年間売上高が証明できない場合は、対象事業の売上高がわかる書類

(注)「交付対象事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業です。

注意事項

■ すべての誓約・同意事項について、誓約・同意した場合のみ本支援金の申請ができます。

■ 次のいずれかに該当した場合は、交付決定を取り消す場合があります。

(1) 虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) 支援金を他の用途に使用したとき。

(3) 支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又は支援金の交付に基づく命令に違反したとき。

本紙に記載の内容は概要のため、詳細については、トラック協会または大田区のホームページに掲載の募集要項を必ずご確認ください。

問い合わせ先

【申請手続きについて】

一般社団法人東京都トラック協会大田支部

〒143-0006

大田区平和島5丁目11番1号 城南協組総合会館5階

電話：080(7099)9088 または 080(7099)9010

受付時間：10時から17時まで(土・日・祝日を除く)

【補助制度について】

大田区産業経済部 産業振興課 (管理担当)

〒144-0035

大田区南蒲田1丁目20番20号 大田区産業プラザPiO4階

電話：03(5744)1363

受付時間：8時30分から17時15分まで(土・日・祝日を除く)